

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第632号）

2022年10月27日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

中国銀行保険監督管理委員会、企業グループのファイナンスカンパニー管理規則を公表

中国銀行保険監督管理委員会は2022年10月13日、『企業グループのファイナンスカンパニー管理弁法』を公表しました。当局はファイナンスカンパニーの健全な運営を図るため、ファイナンスカンパニーの設立や運営などに関する規制を強化しました。同弁法は同年11月13日より実施するとしています。

■ 直近の重要政策

貿易政策

- ✓ 中華人民共和国税関における中継輸送貨物の監督管理弁法
(税関総署、9/26)

産業政策

- ✓ 『食品生産許可審査通則(2022版)』の公表に関する国家市場監督管理総局の公告
(国家市場監督管理総局、10/21)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

中国銀行保険監督管理委員会、企業グループのファイナンスカンパニー管理規則を公表

中国銀行保険監督管理委員会(以下、CBIRC)は 22 年 10 月 13 日、『企業グループのファイナンスカンパニー管理弁法』¹(以下、弁法)を公表しました。弁法はファイナンスカンパニーの設立ハードルを引き上げた他、事業内容の縮小などに関する内容も盛り込んでいます。CBIRC は 7 月 29 日、弁法のパブコメを公開しました。意見募集案と比べ、正式案は一部の微調整がありました。内容は概ね一致しています。

弁法の発表により、旧『企業グループのファイナンスカンパニー管理弁法』(中国銀行業監督管理委員会令 2006 年第 8 号)、『企業グループのファイナンスカンパニーリスク監督管理指標評価暫定弁法』(銀監発[2006] 96 号)は廃止となります。

また、弁法は外資系ファイナンスカンパニーにも適用されます。弁法第 2 条は「外資系多国籍企業若しくは外資系投資性会社が中国本土のメンバー企業に対し金融サービスを提供するために設立したファイナンスカンパニーは弁法の関連規定を適用する」としています。

弁法の内容や旧弁法との変更点については図表の通りです。

【図表 1】 弁法の内容と変更点

項目	改定後	変更点
ファイナンスカンパニーの設立要件など	✓ ファイナンスカンパニーの登録資本金(払込ベース)が 10 億元を下回ってはならない。CBIRC は状況によって登録資本金の下限を調整することが可能(第 7 条)。	✓ ファイナンスカンパニーの登録資本金(払込ベース)が 1 億元を下回ってはならない。
	✓ ファイナンスカンパニーの設立は CBIRC から承認を取得しなければならず、1 つの企業グループが設立できるファイナンスカンパニーは 1 社のみ(第 6 条)。	✓ 新規追加
	✓ ファイナンスカンパニーの株主は企業グループのメンバー企業を中心としなければならず、メンバー企業以外の豊富な業界経験を有する投資家を含むことが可能。メンバー企業以外の投資家及び関係者(メンバー企業以外)によるファイナンスカンパニーへの出資比率は単独で 20%を超えてはならない(第 8 条)。	✓ 新規追加
	✓ ファイナンスカンパニーの株主には循環出資や持分に担保権、信託の設定、株主権の濫用、権利行使の他人への委託などが禁止される(第 14 条)。	✓ 新規追加

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/rulesDetail.html?docId=1077306&itemId=4214&generalType=1>

【図表1】 弁法の内容と変更点（続き）

項目	改定後	変更点
<p>ファイナンスカンパニーを設立する企業グループの要件</p>	<p>✓ ファイナンスカンパニーの設立を申請する企業グループは以下の要件を満たさなければならない（第9条）。</p> <p>① 国の政策に適合し、主力事業を有する。</p> <p>② 2年以上の企業グループ内部の財務・資金集中管理経験を有する。</p> <p>③ 直近会計年度末の総資産は<u>300億元</u>、純資産比率（純資産/総資産）は30%（支配株主となる場合は40%）を下回ってはならない。</p> <p>④ 直近2会計年度の営業収益は毎年<u>200億元</u>、税前利益は毎年<u>10億元</u>（支配株主となる場合は直近3会計年度連続で黒字である必要もあり）を下回ってはならない。</p> <p>⑤ 直近2会計年度末の現預金残高は50億元を下回ってはならない。</p> <p>⑥ エクイティ投資比率（投資残高/純資産）が原則として50%（支配株主となる場合は40%）を上回ってはならない。国務院が認定した投資会社、持株会社を除く。</p> <p>⑦ 正常な業務運営を行うメンバー企業は50社を下回ってはならず、ファイナンスカンパニーにより資金集中管理サービスを提供される必要がある。</p> <p>⑧ 親会社は健全なコーポレートガバナンス体制を有する。不当な関係会社間取引が存在しない。</p> <p>⑨ 親会社は良好なコーポレート・レピュテーションを有する。直近2年間に重大なルール違反行為が存在しない。</p> <p>⑩ 親会社の直近1会計年度末の払込資本金は<u>50億元</u>を下回ってはならない。</p> <p>⑪ 親会社は自己資金で出資しなければならず、委託資金、借入金などで出資してはならない。</p> <p>⑫ CBIRCが定めたその他の要件に適合する。</p>	<p>✓ 直近年末の総資産は<u>50億元</u>、純資産比率は30%を下回ってはならない。</p> <p>✓ 直近2年の営業収益は毎年<u>40億元</u>、税前利益は毎年<u>2億元</u>を下回ってはならない。</p> <p>✓ 親会社の登録資本金は<u>8億元</u>を下回ってはならない。</p> <p>✓ ⑤～⑦、⑪は新規追加。</p>
<p>外資系ファイナンスカンパニーに対する規定</p>	<p>✓ 外資系多国籍企業が直接または中国本土における外資系投資性公司経由でファイナンスカンパニーを設立することが可能（第10条）。</p> <p>✓ 外資系多国籍企業が直接ファイナンスカンパニーを設立する場合、多国籍企業は上記第9条の①、②、⑧、⑨、⑩、⑪を満たす他、中国本土における投資先の営業収益、利益など（連結ベース）が第9条の④、⑤、⑥、⑦を満たさなければならない。多国籍企業の直近会計年度末の<u>純資産が120億元</u>、<u>純資産比率が40%</u>を下回ってはならない。</p> <p>✓ 外資系投資性公司を通じてファイナンスカンパニーを設立する場合、外資系投資性公司は第9条の規定（③を除く）を満たさなければならない。外資系投資性公司の直近会計年度末の<u>純資産が120億元</u>、<u>純資産比率が40%</u>を下回ってはならない。</p>	<p>✓ 新規追加</p> <p>✓ 新規追加</p> <p>✓ 外資系投資性公司の申請前の<u>純資産が20億元</u>、<u>税前利益が2年連続で毎年2億元</u>を下回ってはならない。</p>

【図表 1】 弁法の内容と変更点（続き）

項目	改定後	変更点
メンバー企業の要件	<p>✓ ファイナンスカンパニーに出資するメンバー企業は以下の要件を満たさなければならない（第 11 条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法人格を有する。 ② 健全なコーポレートガバナンス体制を有する。 ③ 良好なコーポレート・レピュテーションを有する。 ④ 直近 2 年間に重大なルール違反行為が存在しない。 ⑤ 直近 2 会計年度連続で黒字。支配株主となる場合は 3 会計年度連続で黒字。 ⑥ 直近会計年度末の純資産比率は 30%（支配株主となる場合は 40%）を下回ってはならない。 ⑦ 自己資金で出資しなければならないが、委託資金、借入金などで出資してはならない。 ⑧ エクイティ投資比率が原則として 50%（支配株主となる場合は 40%）を上回ってはならない。国務院が認定した投資会社、持株会社を除く。 ⑨ 当該出資は国の法令規則に適合するなど。 	<p>✓ 新規追加</p>
メンバー企業以外の投資家の要件	<p>✓ ファイナンスカンパニーに出資するメンバー企業以外の投資家は金融法人でなければならないが、以下の要件を満たさなければならない（第 12 条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法人格を有する。 ② 3 年以上の資金集中管理経験を有する。 ③ 直近 2 年間に域内外の規制当局から重大な処罰を受けたことがない。 ④ 健全なコーポレートガバナンス体制を有する。 ⑤ 所在国・地域の規制当局の健全性監督基準に適合する。 ⑥ 直近 2 会計年度連続で黒字。 ⑦ 自己資金で出資しなければならないが、委託資金、借入金などで出資してはならない。 ⑧ エクイティ投資比率が原則として 50%を上回ってはならない。国務院が認定した投資会社、持株会社を除く。 ⑨ 主要株主（5%以上出資するまたはファイナンスカンパニーの運営管理に重大な影響を及ぼす）として株式を取得した日から 5 年以内にその持分を譲渡してはならず（CBIRC 若しくは出先機関の承認によりリスク対応措置をとることや、CBIRC 若しくは出先機関が譲渡を要請すること、強制執行若しくは兄弟会社間の持分譲渡などを除く）、その旨を定款に明記しなければならない。 ⑩ 投資家は域外の金融機関である場合、直近 2 年間の長期信用格付けは安定的以上であり、所在国・地域の金融当局は CBIRC と良好な監督管理上の協力関係を構築しているなど。 	<p>✓ 新規追加</p>
業務範囲	<p>✓ ファイナンスカンパニーは以下の業務を実施することが可能（第 19 条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① メンバー企業の預金を集める ② メンバー企業に対する融資 ③ メンバー企業の手形割引 ④ メンバー企業の資金決済・収支 ⑤ メンバー企業に対し、委託貸付、債券引受、ファクタリング（ファイナンス業務以外、貿易取引などに利用）、財務アドバイザー、信用判定及びコンサルティングサービスを提供する。 <p>✓ 条件を満たすファイナンスカンパニーは CBIRC 及び出先機関に対し、以下の業務の展開を申請することが可能（第 20 条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① コール取引 ② メンバー企業の手形引受 ③ メンバー企業の製品に関する消費者金融サービス ④ デット投資 ⑤ デリバティブ取引（アービトラージのみ）など。 	<p>✓ 従来の債券発行やエクイティ投資、担保・保証、ABS（資産担保証券）、ファイナンスリース、保険代理、委託投資などの業務を削除した。</p> <p>✓ 意見募集案に削除されたデリバティブ取引をデリバティブ取引（アービトラージのみ）の形で戻した。</p>

【図表 1】 弁法の内容と変更点（続き）

項目	改定後	変更点
ファイナンス カンパニーに 対する比率規 制など	✓ ファイナンスカンパニーは以下の監督管理指標を満たさなければならない（第 34 条）。 ① 自己資本比率は CBIRC が定めた最低基準を下回らない ② 流動比率は 25% を下回ってはならない ③ 融資残高は預金残高と払込資本金の合計の 80% を上回ってはならない ④ グループ外の負債総額はネットキャピタルを上回ってはならない ⑤ 引受手形残高は総資産の 15% を上回ってはならない ⑥ 引受手形残高は銀行間預金残高の 3 倍を上回ってはならない ⑦ 引受手形と割引手形の総額はネットキャピタルを上回ってはならない ⑧ 引受手形の保証金残高は預金の 10% を上回ってはならない ⑨ 投資総額はネットキャピタルの 70% を上回ってはならない ⑩ 固定資産純額はネットキャピタルの 20% を上回ってはならないなど。 CBIRC は状況によって上記指標を調整することがある。	✓ 手形業務などに対する監督管理を強化するため、従来の指標項目を調整した。
	✓ ファイナンスカンパニーによる単一の株主への融資残高はファイナンスカンパニーの資本金の 50% 若しくは当該株主の出資金額を上回る場合は、遅滞なく CBIRC に報告しなければならない。ファイナンスカンパニーの業務運営の健全性に影響を与える行為につき、CBIRC は監督指導をしなければならず、場合によって介入措置を早期実施することが可能（第 35 条）。	✓ 新規追加

（弁法などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

この他、既存のファイナンスカンパニーへの影響と規定をクリアするための準備を考慮し、当局が一定の移行期間を設ける可能性が大きいと見ています。弁法第 60 条は、「本弁法が公布される前に設立したファイナンスカンパニーが本弁法を満たさない場合、規定された期限までに是正をしなければならない。具体的には CBIRC が別途規定する」としています。弁法はファイナンスカンパニーの企業統治などに潜むリスクの抑制を目的としたものであり、規制の運用や当局の今後の動向などにつき、引き続き注視する必要があると思われます。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

貿易政策

中華人民共和国税関における中継輸送貨物の監督管理弁法

(原文: 中华人民共和国海关过境货物监管办法)

税関総署第 260 号令

税関総署 2022 年 9 月 26 日公表、2022 年 11 月 1 日実施

【主要内容】

- 税関総署は改定後の中継輸送貨物の監督管理規則（以下、管理規則）を公表し、22年11月1日より実施するとした。18年版の『中華人民共和国税関における中継輸送貨物の監督管理弁法』（税関総署第240号令）は廃止となる。18年版と比べ、管理規則は中継貿易における輸入が禁止された貨物の範囲を拡大した他、動植物の輸入に対する検査強化などの内容も盛り込んでいる。
- 中継貿易における輸入が禁止された貨物の範囲について、従来の軍需品や薬物などに加え、有害廃棄物、放射性廃棄物、微生物、臓器、バイオ関連製品、外来侵入種、象牙などの希少野生動植物種・製品、中国の政治・経済・文化・モラルを害するものなどを追加した。
- 動植物及び製品、検疫物の輸入に際し、税関の承認を得ずに、輸送機関からの荷卸しが禁止される他、輸出地の検疫所が発行した証明書、税関などが発行した動物、両用品などに関する輸入許可書の提出が義務付けられる。
- 動物の輸入は税関が定めた経路で輸送されなければならない。バイオリスクが高いと認定された貨物は指定された検問所から輸入されなければならない。
- この他、管理規則は輸入申告を実施していない場合の罰則も明記した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4597408/index.html>

産業政策

『食品生産許可審査通則（2022 版）』の公表に関する国家市場監督管理総局の公告

(原文: 市场监管总局关于发布《食品生产许可审查通则（2022 版）》的公告)

公告 2022 年第 33 号

国家市場監督管理総局 2022 年 10 月 21 日公表、2022 年 11 月 1 日実施

【主要内容】

- 国家市場監督管理総局は改定後の『食品生産許可審査通則』（以下、22年版通則）を公表し、22年11月1日より実施するとした。16年版の『食品生産許可審査通則』は廃止となる。16年版と比べ、22年版通則は20年に改定された『食品生産許可管理弁法』（以下、管理弁法）などとの整合性を図るため、関連規定を調整した。
- 「食品生産許可分類目録」に列挙されない、または適用する食品生産許可審査細則（以下、審査細則）がない食品品目につき、地方の市場監督管理部門は管理弁法及び22年版通則の関連規定に基づき、類似食品の審査細則及び適用標準を参照し、審査方案（乳幼児用調製食品、特殊医学用途調製食品を除く）を策定し、食品生産許可審査を実施しなければならないとの規定を追加した。
- 電子証書や電子印鑑などの法的効力を紙ベースと同様に扱うとの文言を盛り込んだ。
- 現場検査の実施期間を従来の10営業日から5営業日に短縮した。
- 現場検査の中止申請に関する規定を追加した他、現場検査の採点方法も調整した。現場検査の評価項目にトレサビリティシステムの整備や製品輸送・引き渡しの管理、生産設備の保守などを追加した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/spscs/202210/t20221021_350963.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。